

認可保育所の保育料階層区分の改定等について

1 改定理由

平成27年4月から開始する子ども・子育て支援新制度では、認可保育園（認定こども園（保育認定）を含む。以下「保育園」という。）の利用に当たり、保育標準時間（11時間）と短時間（8時間）の区分に分けて支給認定を行うこととなりました。

また、現行の保育料は、所得税を基に保育料を算定していますが、国の方針に基づき、税制改正の影響をより受けにくい区民税所得割額により保育料を算定することとなったため、新たに保育料額を決定する階層区分を設定する必要があります。

2 保育園の保育料階層区分の改定等における基本的な考え方について

(1) 保育料について

保育料は、児童福祉法第56条第3項に基づき、保護者の負担能力に応じて徴収することになっています。

また、子ども・子育て支援新制度における保育園の利用者負担についても、世帯所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、国が定める利用者負担の基準を限度として、区が定めることとされています。

[改定の考え方]

ア 保育料の上限額については、現行どおり64,000円とします。

イ 保育料を決定する階層については、国の方針に基づき、区民税の所得割額により設定することとし、その区分は現行の区分とほぼ同水準となるようにします。

ウ 保育短時間（8時間）の保育料は、国の方針に基づき保育標準時間（11時間）の保育料の△1.7%（100円未満切捨て）とします。

エ 保育料の切替時期については、区民税の賦課決定時期が6月となるため、直近の所得状況を反映させる観点から、国の方針に基づき4月から8月までは前年度分、9月以降は当年度分の区民税額により決定します。

(2) 延長保育料について

区の延長保育は、月の保育料が定額の月極延長保育と利用時間毎に保育料がかかるスポット延長保育の2つの種類があります。

月極延長保育料は、保育料に付加する保育料として毎月の保育料の概ね10%となるよう設定し、スポット延長保育料の1時間あたりの金額は400円となっています。

子ども・子育て支援新制度では、保育短時間認定の場合の延長保育について定めることが必要となることから、次のとおり延長保育料について改定します。

[改定の考え方]

保育標準時間（11時間）利用における延長保育の時間は、現行と同様に18時30分以降とします。また、保育短時間（8時間）における保育基本時間は原則として9時から17時とし、保育基本時間の範囲を超えて保育を行う場合に延長保育とします。

19時30分までの延長については次のア及びイのとおりとし、それ以降の延長時間については保育園で決定することにします。

ア 月極延長保育料は、現行の水準どおりに改定する保育料の概ね10%となるよう設定します。

イ スポット延長保育料については、現行どおり400円とします。

(3) 保育料の減免について

現行の保育料の減免の考え方を継続していくことを基本として、次のとおり改定を行います。

[改定の考え方]

ア 現行の第2子以降の保育料は5割減免としていますが、国の動向を踏まえ、多子世帯への配慮を充実します。

イ 家庭状況の変化などによる収入の変更などが想定されることから、現行の保育料の減免制度は継続することとします。

3 地域型保育事業等の保育料について

(1) 地域型保育事業及び私立認定こども園（保育認定）

保育園の保育料に基づいて新設します。

ただし、地域型保育事業のうち、自園調理に対応できない家庭的保育事業の取扱いについて、検討します。

(2) 私立幼稚園及び私立認定こども園（教育標準時間認定）

国の利用者負担の基準どおりとする方向で検討します。

なお、区立幼稚園及び区立認定こども園（教育標準時間認定）は現行どおりとします。

4 改定時期

平成27年4月1日

○保育園における保育料基準額表（現行）

1 保育料(月額)〔第1子〕

階層	保育料を決定する区分		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護世帯		0円	0円	0円	
B	非前年課税所得世帯	住民税非課税世帯	0	0	0	
C1	前年度分の区民税	均等割のみ	1,600	1,300	1,300	
C2		5,000円未満	2,100	2,000	2,000	
C3		5,000円以上	2,700	2,700	2,600	
D1	前年所得課税世帯の保育料決定基準額	3千円未満		5,700	5,600	5,600
D2		3千円以上1万6,801円〃		7,100	7,300	7,200
D3		1万6,801円〃	3万円〃	8,100	9,300	9,200
D4		3万円〃	6万円〃	13,100	10,900	10,800
D5		6万円〃	9万円〃	16,300	12,700	12,600
D6		9万円〃	12万円〃	18,400	14,300	14,200
D7		12万円〃	15万円〃	20,200	15,800	15,700
D8		15万円〃	18万円〃	21,800	17,000	16,900
D9		18万円〃	21万円〃	23,500	18,200	18,000
D10		21万円〃	24万円〃	25,000	19,500	18,000
D11		24万円〃	27万円〃	26,500	20,700	18,000
D12		27万円〃	30万円〃	27,800	21,600	18,000
D13		30万円〃	33万円〃	29,200	22,600	18,000
D14		33万円〃	36万円〃	30,500	22,600	18,000
D15		36万円〃	39万円〃	31,800	22,600	18,000
D16		39万円〃	42万円〃	32,900	22,600	18,000
D17		42万円〃	45万円〃	34,100	22,600	18,000
D18		45万円〃	60万円〃	37,100	22,600	18,000
D19		60万円〃	75万円〃	41,800	22,600	18,000
D20		75万円〃	90万円〃	45,900	22,600	18,000
D21		90万円〃	110万円〃	49,100	22,600	18,000
D22		110万円〃	140万円〃	51,500	23,600	18,900
D23		140万円〃	180万円〃	53,900	24,700	19,800
D24		180万円〃	230万円〃	56,400	25,800	20,700
D25		230万円〃	290万円〃	58,900	26,900	21,600
D26		290万円〃	360万円〃	61,400	28,100	22,500
D27		360万円〃		64,000	29,300	23,400

2 保育料(月額)〔第2子以降〕

3歳未満児	3歳児	4歳以上児
0円	0円	0円
0	0	0
800	650	650
1,050	1,000	1,000
1,350	1,350	1,300
2,850	2,800	2,800
3,550	3,650	3,600
4,050	4,650	4,600
6,550	5,450	5,400
8,150	6,350	6,300
9,200	7,150	7,100
10,100	7,900	7,850
10,900	8,500	8,450
11,750	9,100	9,000
12,500	9,750	9,000
13,250	10,350	9,000
13,900	10,800	9,000
14,600	11,300	9,000
15,250	11,300	9,000
15,900	11,300	9,000
16,450	11,300	9,000
17,050	11,300	9,000
18,550	11,300	9,000
20,900	11,300	9,000
22,950	11,300	9,000
24,550	11,300	9,000
25,750	11,800	9,450
26,950	12,350	9,900
28,200	12,900	10,350
29,450	13,450	10,800
30,700	14,050	11,250
32,000	14,650	11,700

3 延長保育料(月額)

3歳未満児	3歳児	4歳以上児
0円	0円	0円
0	0	0
600	600	600
600	600	600
600	600	600
900	900	900
900	900	900
900	900	900
1,300	1,300	1,300
1,600	1,300	1,300
1,800	1,300	1,300
2,000	1,500	1,500
2,100	1,700	1,600
2,300	1,800	1,800
2,500	1,900	1,800
2,600	2,000	1,800
2,700	2,100	1,800
2,900	2,200	1,800
3,000	2,200	1,800
3,100	2,200	1,800
3,200	2,200	1,800
3,400	2,200	1,800
3,700	2,200	1,800
4,100	2,200	1,800
4,500	2,200	1,800
4,900	2,200	1,800
5,100	2,300	1,800
5,300	2,400	1,900
5,600	2,500	2,000
5,800	2,600	2,100
6,100	2,800	2,200
6,400	2,900	2,300

※第2子以降も同額

○区立幼稚園等の保育料（現行）

	入園料	保育料(月額)	備考
区立幼稚園	1,000円	5,000円	年11カ月（8月を除く）
区立認定こども園（教育標準時間認定）	1,000	11,000	年12カ月で、給食費を含む。

国における利用者負担の基準

1 保育認定

【現行】

(単位：円)

階層	保育料を決定する区分	費用徴収基準	
		3歳未満	3歳以上
第1階層	生活保護世帯	0	0
第2階層	区民税非課税世帯	9,000	6,000
第3階層	区民税課税世帯	19,500	16,500
第4階層	所得税額 40,000円未満	30,000	27,000
第5階層	所得税額 103,000円未満	44,500	41,500
第6階層	所得税額 413,000円未満	61,000	58,000
第7階層	所得税額 734,000円未満	80,000	77,000
第8階層	所得税額 734,000円以上	104,000	101,000

【平成27年4月以降】

(単位：円)

階層	保育料を決定する区分	利用者負担			
		満3歳未満		満3歳以上	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯	0	0	0	0
第2階層	区民税非課税世帯	9,000	9,000	6,000	6,000
第3階層	区民税所得割課税額 48,600円未満	19,500	19,300	16,500	16,300
第4階層	区民税所得割課税額 97,000円未満	30,000	29,600	27,000	26,600
第5階層	区民税所得割課税額 169,000円未満	44,500	43,900	41,500	40,900
第6階層	区民税所得割課税額 301,000円未満	61,000	60,100	58,000	57,100
第7階層	区民税所得割課税額 397,000円未満	80,000	78,800	77,000	75,800
第8階層	区民税所得割課税額 397,000円以上	104,000	102,400	101,000	99,400

※満3歳に到達した日の属する年度中の利用者負担は、満3歳未満の利用者負担を適用する。

2 教育標準時間認定

現行と変更なし

(単位：円)

階層	保育料を決定する区分	利用者負担
第1階層	生活保護世帯	0
第2階層	区民税非課税世帯 (区民税所得割非課税世帯含む)	9,100
第3階層	区民税所得割課税額 77,100円以下	16,100
第4階層	区民税所得割課税額 211,200円以下	20,500
第5階層	区民税所得割課税額 211,201円以上	25,700